

公立大学法人滋賀県立大学教員選考規程

平成 18 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学職員人事規程第 2 条第 3 項に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という。）の教員の採用選考に関し、その基準および採用選考の方法のほか必要な事項を定めるものとする。

(採用選考の方法)

第 2 条 教員の採用選考は、公募によることを原則とし、次条から第 6 条までに定める資格のいずれかを有し、かつ、人格、学歴、職歴、学会および社会における活動、健康等が本学の教員として適すると認められるものの中から研究院長の推薦に基づき理事長が行う。

(教授の資格)

第 3 条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 5 条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学または専門職大学において教授、准教授または専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第 4 条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学または専門職大学において助教またはこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- (3) 修士の学位または学位規則第 5 条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に在籍し、研究上の業績を有する者
- (5) 専攻分野について、優れた知識および経験を有すると認められる者

(講師の資格)

第5条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第3条または前条に規定する教授または准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

第5条の2 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 第3条各号または第4条各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものまたは獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）または学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (3) 専攻分野について、知識および経験を有すると認められる者

(助手の資格)

第6条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位または学位規則第2条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

(教員人事着手要請)

第7条 学部長、全学共通教育推進機構長または大学附属施設長（専任の教員が配置される施設に限る。以下同じ。）（以下「教育研究組織の長」という。）は、理事長が別に定める公立大学法人滋賀県立大学人事計画（以下「人事計画」という。）に基づき、教員の採用選考の必要が生じたときは、学部にあつては教授会、全学共通教育推進機構または附属施設にあつては当該組織の教員人事に関する事項を審議する会議（以下「教授会等」という。）の議を経て、別記様式1により教員人事の着手について全学教員人事委員会に要請する。

2 前項の教員人事着手要請には、次の各号掲げる事項を記載する。

- (1) 教授会等における審議結果
- (2) 公募内容作成のための情報（案）
- (3) 教員候補者選考委員会委員選任のための情報

(全学教員人事委員会の審査)

第8条 全学教員人事委員会は、前条の教員人事着手要請について、人事計画との整合、着手の必要性等を全学的な視点から審議する。

- 2 全学教員人事委員会委員長は、前項の審議の結果、教員人事着手要請を適当と認めるときは、別記様式2により教員人事の着手について理事長に願い出る。
- 3 前項の教員人事着手願には、次の各号に掲げる事項を記載する。
 - (1) 選考業務を行う研究院
 - (2) 公募内容作成のための情報
 - (3) 教員候補者選考委員会委員構成(案)
- 4 全学教員人事委員会委員長は、第1項の審議の結果、教員人事着手要請を適当と認めないときは、その理由を付して当該要請をした教育研究組織の長に対して書面で通知する。
- 5 全学教員人事委員会委員長は、前項の通知をする場合には、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。

(着手指示)

第9条 理事長は、前条の教員人事着手願が適当と認められるときは、選考業務を行う研究院の長に対して、別記様式3により教員人事の着手を指示する。

- 2 前項の教員人事着手指示には、次の各号に掲げる事項を示すものとする。
 - (1) 公募内容作成のための情報
 - (2) 教員候補者選考委員会委員構成
- 3 理事長は、第1項の教員人事着手指示をしたときは、全学教員人事委員会に通知する。
- 4 前項の通知を受けた全学教員人事委員会は、教員人事着手要請を提出した教育研究組織の長に通知する。
- 5 理事長は、前条の教員人事着手願を認めないときは、その理由を付して全学教員人事委員会に通知する。
- 6 前項の通知を受けた全学教員人事委員会は、当該通知の写しを添えて、教員人事着手要請を提出した教育研究組織の長に通知する。

(教員候補者の審査)

第10条 前条の教員人事着手指示を受けた研究院長は、研究院会議に教員候補者選考委員会(以下「委員会」という。)を置き、教員人事着手指示に記載された教員候補者選考委員会委員構成に従って委員会の委員を選任する。ただし研究院長は、当該委員会の構成員になることはできない。

- 2 委員会は、教員人事着手指示に記載された公募内容作成のための情報に基づいて公募要項を作成し、教員候補者の公募および業績ならびに経歴等の審査を行う。
- 3 委員会は、教員候補者の審査を終了したときは、別記様式4により、研究院長に報告するものとする。
- 4 委員会に委員長を置き、委員長はその互選によるものとする。
- 5 その他委員会について必要な事項は、研究院長が研究院会議に諮り別に定める。

(教員候補者の部局の推薦)

第11条 研究院長は、委員会より教員候補者の報告を受けたときは、研究院会議に諮り、

教員候補者を決定するものとする。

- 2 研究院長は、前項により決定された教員候補者について、別記様式5により、理事長に推薦するものとする。
- 3 理事長は、前項の推薦があったときは、全学教員人事委員会に対して、当該推薦に係る選考の適否について審議を求めるものとする。
- 4 全学教員人事委員会は、当該推薦について審議し、その審議結果を理事長に報告する。

(教員採用候補者の決定)

第12条 理事長は、前条の推薦を受理した場合は、教員採用候補者として選考決定する。

2 理事長は、教員採用候補者の選考決定に際し、次の各号に掲げる事項を行うことができるものとする。

- (1) 推薦の内容について、全学教員人事委員会に意見を徴取すること
- (2) 推薦された教員候補者について、自ら面接または役員に面接を指示すること

3 理事長は、教員採用候補者を決定したときは、教員候補者を推薦した研究院長および全学教員人事委員会に通知する。

4 前項の通知を受けた全学教員人事委員会は、教員人事着手を要請した教育研究組織の長に通知する。

5 理事長は、推薦に係る選考が次の各号のいずれかに該当するときは、推薦を却下することができる。

- (1) 人事計画に基づかないときその他人事計画と著しく異なるとき
- (2) 裁量の範囲を超え審査が著しく不当であるなど選考過程に瑕疵があると認められるとき

6 理事長は、前項の却下をしたときは、その理由を付して教員候補者を推薦した研究院長および全学教員人事委員会に通知するとともに、推薦を却下した旨を教育研究評議会および役員会に報告しなければならない。

7 前項の通知を受けた全学教員人事委員会は、当該通知の写しを添えて、教員人事着手を要請した教育研究組織の長に通知する。

8 理事長は、教員採用候補者を採用した場合には、採用した直後の教育研究評議会に当該教員の所属、職、経歴等を報告しなければならない。

(公募によらない人事)

第13条 教育研究組織の長は、次の各号の一に該当する場合は、候補者を限定して教員人事の着手について要請することができる。

- (1) 昇任
- (2) 戦略的人事
- (3) 再任

(戦略的人事の特例)

第13条の2 前条第2項の戦略的人事において、理事長は、第7条から第8条の定め

にかかわらず、一の研究院の長に対し第9条第2項の事項を示して教員人事の着手を指示することができる。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか教員の採用に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日以前における助教授としての経歴は、准教授としての経歴とみなす。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年1月5日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に、改正前の公立大学法人滋賀県立大学教員選考規程（以下「旧規程」という。）に基づき教員の採用選考を開始しているものについては、なお従前の例による。

付 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和5年11月13日から施行する。